

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	新文化芸術施設舞台吊物機構点検業務
発注課	市民文化局文化部文化財課
選定事業者	三精テクノロジーズ株式会社札幌営業所
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、新文化芸術施設に設置している、舞台吊物機構の点検を行うものである。 新文化芸術施設の舞台吊物機構は三精テクノロジーズ製であり、部品の規格や機器構成はメーカー独自なものとなっている。当該機構の部品調達、設置、保守業務等一切を総合代理店として請け負っているのが、三精テクノロジーズ株式会社である。 このことから、当該機構を取り扱った実績があり、かつ舞台吊物機構の構成に精通して本業務を遂行できる者は、三精テクノロジーズ株式会社の他にはいないことから、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと認め、当該業者を選定するものである。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決定日	令和2年5月21日